

審 決 の 読 み 方

平成22年2月14日 弁理士 木戸基文

第1 審決の構成

1 目次

- ・「結論」…………… 1
- ・「第2 請求人（池田正則氏）の主張」
 - 「1 請求の理由」（商標の登録を無効とする理由）…………… 2
 - 「2 答弁に対する弁駁」（福田永昌氏の主張に対する反論）… 5
- ・「第4 被請求人（福田永昌氏）の主張」…………… 9
- ・「第5 当審（特許庁）の判断」…………… 11

※「(3) 平成19年3月10日（土）の臨時総会について」（14ページ）以降を入念にお読みください。

2 商標の登録を無効とする理由

- (1) 正当な申請人でない（会長解任）……商標法第4条第1項10号
- (2) 不正な商標の使い方（私物化）…………… 19号

商標法第4条（商標登録を受けることができない商標）

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 10 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 19 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

第2 審決に対する見解

1 法解釈の誤り

会則に規定がない場合は、一般法として民法が適用されるのですが…。

(1) 「ウ 臨時総会」(15 ページ)

臨時総会時の民法(以下、旧民法という)には「総社員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。」と規定されています。

理事(会長に相当)が民法上の義務に反し、臨時総会を招集しない場合には、臨時総会が日本相撲甚句会の会則に基づき会長が招集していないことをもって、「正規に開催されたものとはいい難いものである」(15 ページ 21～22行)とは言えません。

旧民法第61条(臨時総会)

- ① 社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- ② 総社員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の5分の1の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(2) 定足数

旧民法にも定足数の規定がありませんから、「半数以上の各地域の相撲甚句会が出席していない総会において決められた事項の全てを69団体で組織される「日本相撲甚句会」の総意と認めるのは困難である」(15 ページ 28～30行)とは言えません。

ちなみに、衆議院・参議院の定足数が3分の1(憲法第56条)であることを考えますと、権利能力なき社団(日本相撲甚句会)に半数以上の定足数を求めることは妥当ではありません。

2 事実認定の誤り

特許庁は、役員総退任決議を「役員の解任」と認定していますが…。

(1) 「ア 役員総退任決議」(14ページ) ……解任

請求人(池田正則氏)が「非請求人(福田永昌氏)は、臨時総会において、平成17年1月1日改訂の会則の第3章の規定により、平成18年度の会長以下役員総退任が議決されたことによって会長を解任されたものである。」と述べている(15ページ 5～7行)にもかかわらず、特許庁は「役員の解任」と誤って認定しています。

事実は、会則第3章第8条の規定により、平成19年度の会長、各役員が選出されたことから、平成18年度の会長以下役員総退任が決議されました。

役員「の解任」ではありませんので、この決議に役員「の解任」に関する会則の規定はいりません。

(2) 「ア 役員総退任決議」(14ページ) ……平成〇年〇月〇日改訂の会則

請求人(池田正則氏)が「非請求人(福田永昌氏)は、臨時総会において、平成17年1月1日改訂の会則の第3章の規定により、平成18年度の会長以下役員総退任が議決されたことによって会長を解任されたものである。」と述べている(15ページ 5～7行)にもかかわらず、以下のように、特許庁は役員総退任の根拠となる会則を「平成19年7月28日施行会則」と誤って認定しています。

「役員の解任」についての規定は(中略)前記の役員総退任の根拠となる「会則」が「平成19年7月28日施行会則」であるとすれば、そもそも、その施行日からして矛盾する決議であって(14ページ、下から6～2行)

知的財産高等裁判所への提起期限「平成22年2月28日」

以上